

応募につなげる労働条件・環境の整備

- 看護補助者の仕事の魅力は、やりがいの他、比較的雇用が安定した職種であることや、スキルアップできる環境であることが挙げられました。一方、求人票にはそうした魅力的な情報が未記入な場合もあります。
- 応募につなげるためには、魅力と感じてもらえるような労働条件・環境整備と、求人票への記載が効果的と考えられます。

看護補助者としての就業に影響する事項

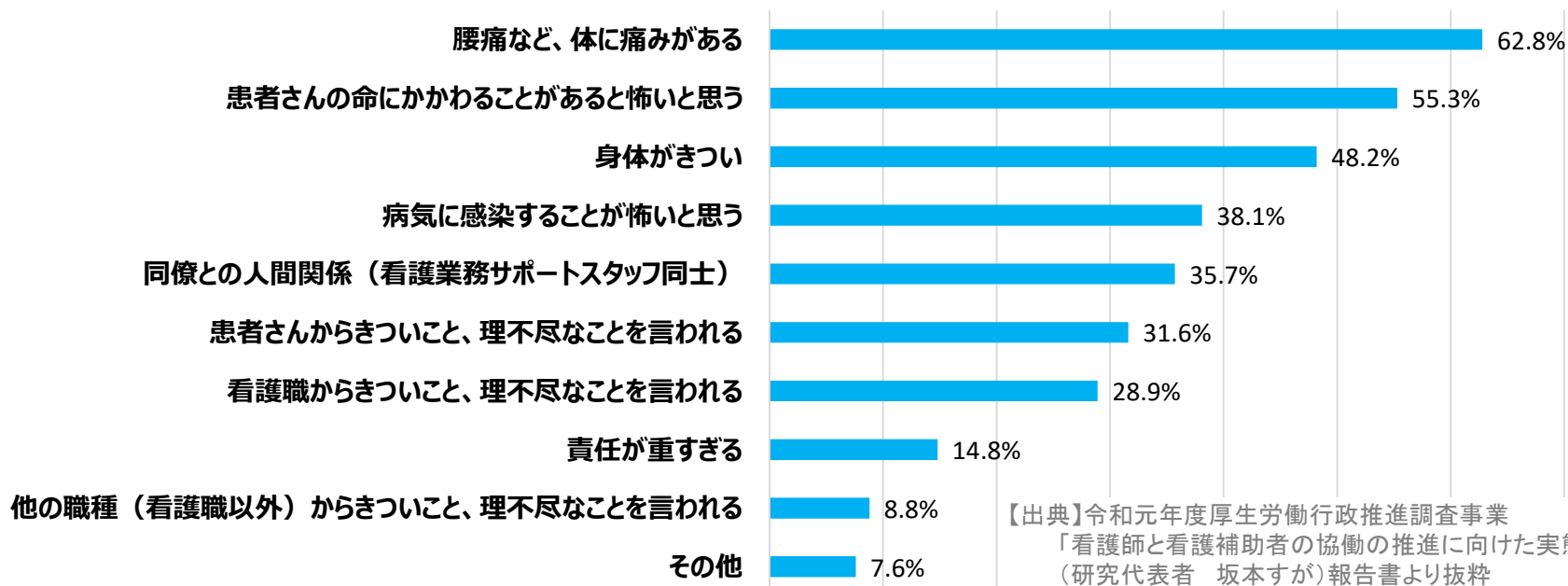
	魅力	マイナス面
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「患者さんの役に立てた」「ありがとうと言われた」などのやりがいを感じられる ➢ 安定した職種（倒産やリストラの可能性は低い） ➢ 産休育休制度（結婚・出産後も安定して働きたいと考える女性には大きな魅力） ➢ 充実した研修体制、スキルアップできる環境 ➢ 座りっぱなしの仕事でない ➢ 無資格の職種としては給与が高め ➢ 直接ケアがなく周辺業務を行うこと（契約内容による） ➢ 医師や看護師が近くにいる安心感 ➢ 記録が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 体力的にきつい、忙しい ➢ 仕事の大変さに見合わない給与 ➢ 直接ケア（特に排泄ケア）
ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自宅からのアクセスの良さ ➢ 休暇の取りやすさ ➢ 職場の雰囲気 ➢ 正規雇用 ➢ 柔軟な勤務時間 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自宅からのアクセスの悪さ ➢ 休暇の取りづらさ ➢ 非正規雇用 ➢ 早番や遅番、夜勤、土日出勤が必須であること等の柔軟でない勤務時間

就労継続に対する支援の必要性

- 看護補助者が病院で働くことの難しさとして、調査結果では「腰痛など、体に痛みがある」(62.8%)や「感染が怖い」(38.1%)など 労働安全衛生上支援できる内容が挙げられています。
- また、「看護職からきついことを言われる」は28.9%であり、看護職への教育の必要性も示唆されています。また、ヒアリングでは「思っていた業務と異なる」ことも離職理由に挙がっています。
- 看護補助者の就業を継続するための支援、さらには就労前の業務説明も重要です。

病院で働くことの難しさ

(n=1,337 複数回答可)

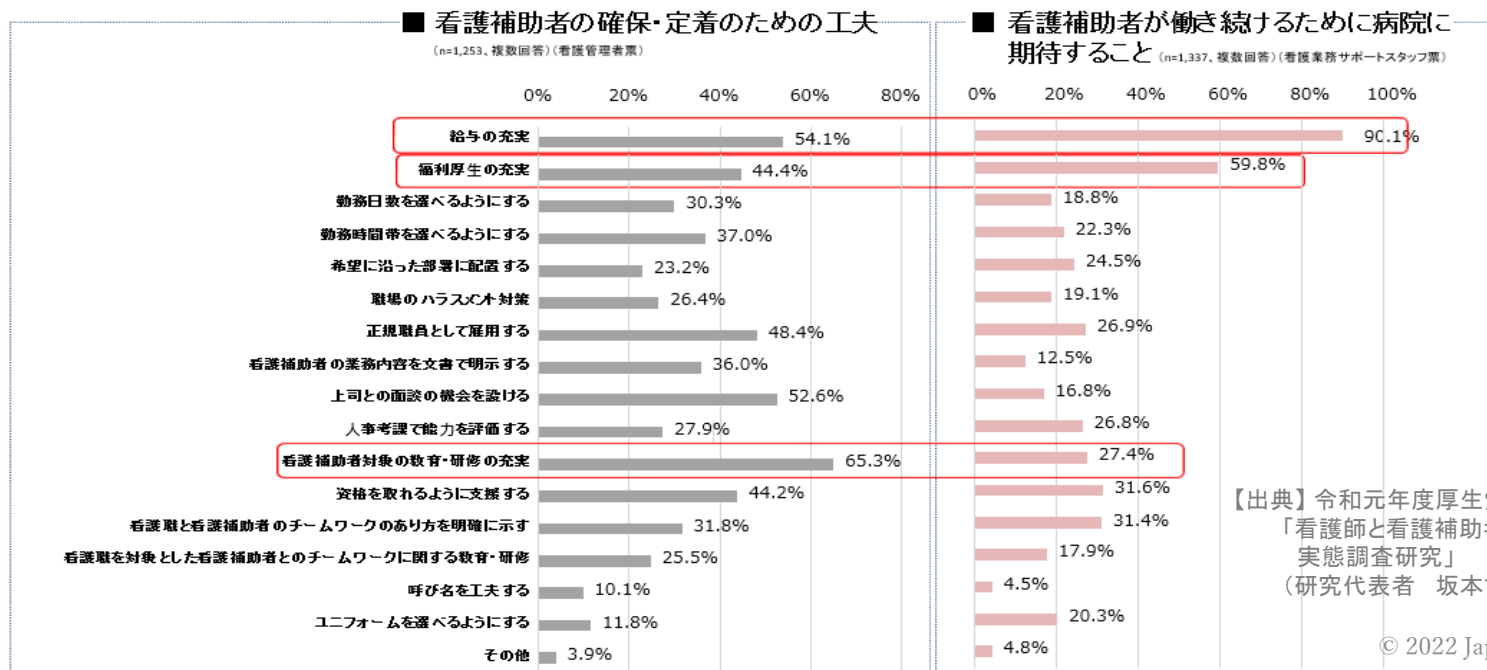


【出典】令和元年度厚生労働行政推進調査事業
「看護師と看護補助者の協働の推進に向けた実態調査研究」
(研究代表者 坂本すが) 報告書より抜粋

確保・定着策の現状

- 看護補助者の確保・定着策の取組みとして多い順に「教育・研修の充実」、「給与の充実」、「上司との面談の機会を設ける」となっていました。
- 一方、看護補助者が働き続けるために病院に期待することは、「給与の充実」への期待が最も高く、次いで「福利厚生の充実」でした。このほか、「資格取得への支援」や「看護職とのチームワークのあり方の明示」も期待されていました。
- 給与や福利厚生への期待が高いことを踏まえ、働きやすい環境整備に取り組む必要があります。

看護管理者と看護補助者における確保・定着策



【出典】令和元年度厚生労働行政推進調査事業
「看護師と看護補助者の協働の推進に向けた
実態調査研究」
(研究代表者 坂本すが) 報告書より抜粋

看護職員及び看護補助者の業務分担・協働を更に推進する観点から、看護職員及び看護補助者に対してより充実した研修を実施した場合等について、新たな評価が行われました。

看護補助者の更なる活用に係る評価の新設

(新) 看護補助体制充実加算（1日につき）

[施設基準]

・看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する十分な体制が整備されていること。

現行

【急性期看護補助体制加算】	
25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）	240点
25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）	220点
50対1急性期看護補助体制加算	200点
75対1急性期看護補助体制加算	160点

(新設)

【看護補助加算】	
看護補助加算1	141点
看護補助加算2	116点
看護補助加算3	88点

(新設)

夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注加算）	45点
看護補助加算（障害者施設等入院基本料の注加算）	
(1) 14日以内の期間	141点
(2) 15日以上30日以内の期間	116点

看護補助者配置加算（地域包括ケア病棟入院料の注加算） 160点

改定後

【急性期看護補助体制加算】	
25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）	240点
25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）	220点
50対1急性期看護補助体制加算	200点
75対1急性期看護補助体制加算	160点

(新) 看護補助体制充実加算として、1日につき5点を更に所定点数に加算

【看護補助加算】	
看護補助加算1	141点
看護補助加算2	116点
看護補助加算3	88点

(新) 看護補助体制充実加算として、1日につき5点を更に所定点数に加算

イ 夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注加算）	<u>50点</u>
<u>(新) □ 看護補助体制充実加算</u>	<u>55点</u>
イ 看護補助加算（障害者施設等入院基本料の注加算）	
(1) 14日以内の期間	<u>146点</u>
(2) 15日以上30日以内の期間	<u>121点</u>

(新) □ 看護補助体制充実加算
(1) 14日以内の期間 151点
(2) 15日以上30日以内の期間 126点

イ 看護補助者配置加算（地域包括ケア病棟入院料の注加算） 160点
(新) □ 看護補助体制充実加算 165点

タスク・シェアリング/タスク・シフティングを推進するためには、看護職員及び看護管理者が、看護補助者の役割や業務範囲を理解することが重要です。

そこで「看護補助充実体制加算」では研修要件が設けられました。

看護師長等は所定の研修を修了していること、すべての看護職員は院内研修を年1回以上受講していること、看護補助者も院内研修を年1回以上受講していることが必要になります。

看護補助者の更なる活用に係る評価の新設

研修対象	研修内容
看護師長等	所定の研修※1を修了していること。
看護職員	<p>全ての看護職員が、所定の研修を修了していること。 研修は、講義及び演習により、次の項目を行う研修であること。</p> <p>イ（イ）看護補助者との協働の必要性 （ロ）看護補助者の制度的な位置づけ （ハ）看護補助者と協働する看護業務の基本的な考え方 （ニ）看護補助者との協働のためのコミュニケーション （ホ）自施設における看護補助者に係る規定及び運用</p>
看護補助者	<p>現行の研修内容※2のうち、エ（日常生活にかかわる業務）について業務内容毎に業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、それを用いて研修を実施すること。</p>

- ※1 （イ）国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること（5時間程度）
 （ロ）講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - ① 看護補助者の活用に関する制度等の概要
 - ② 看護職員との連携と業務整理
 - ③ 看護補助者の育成・研修・能力評価
 - ④ 看護補助者の雇用形態と処遇等
- ※2 ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解
 イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解
 ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術
 エ 日常生活にかかわる業務
 オ 守秘義務、個人情報の保護
 カ 看護補助業務における医療安全と感染防止 等

【出典】厚生労働省 令和4年度診療報酬改定説明資料